

平成21年度
鹿児島大学法科大学院

小論文試験問題

平成20年12月13日（土曜日）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて8ページある。
3. 解答用紙は4枚配布する。
4. 解答用紙左上の設問 に、設問の番号を記入すること。
5. 解答用紙右上の No. に、答案全体を通してのページ番号（1～4）を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号、設問の番号、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、すべて解答用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この小論文問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。
9. 設問の出典は、解答にあたり予断を与えないために割愛した。また、原文の字句・構成を一部省略・変更した部分がある。

設問 1

以下のページにある資料は、法務省が発表した「犯罪白書」から一部を抜粋したものである。この資料を読んで、少年非行の現状および対策について、どのようなことが言えるかを述べなさい。(800字以内)

用語の説明

「刑法犯」…主として刑法に規定する罪をいう。

「業過」…刑法犯のうち、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

「交通関係業過」…業過のうち、道路上の交通事故に係るものをいう。

「一般刑法犯」…刑法犯全体から交通関係業過を除いたものをいう。

「特別法犯」…刑法犯以外の罪をいう。

「道交違反」…特別法犯のうち、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反をいう。

「検挙件数」…警察等が検挙した事件の数をいう。

「検挙人員」…警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。

「少年比」…少年・成人総数のうち、少年の占める比率をいう。

「触法少年」…14歳に満たない者で、刑罰法規に触れる行為を行った者をいう。

「検察官送致」…家庭裁判所に送られた少年について、事件の性質や少年の様子などから、保護のための処分ではなく、成人と同じ刑罰を科すことが相応しいと判断したとき、家庭裁判所は、事件を検察官に送り返す。家庭裁判所での審理の途中で少年が成人した場合も同様である。これを検察官送致という。検察官に送致された少年は、あらためて地方裁判所などに起訴され、成人と同様、通常の刑事裁判を受ける。

「保護観察」…少年を施設に収容せず、保護観察官や保護司の監督の下、社会の中で更正させる処分。

「児童自立支援施設」…不良行為や家庭環境などの理由により生活指導を必要とする児童を入所・通院させて、自立を支援する児童福祉施設。

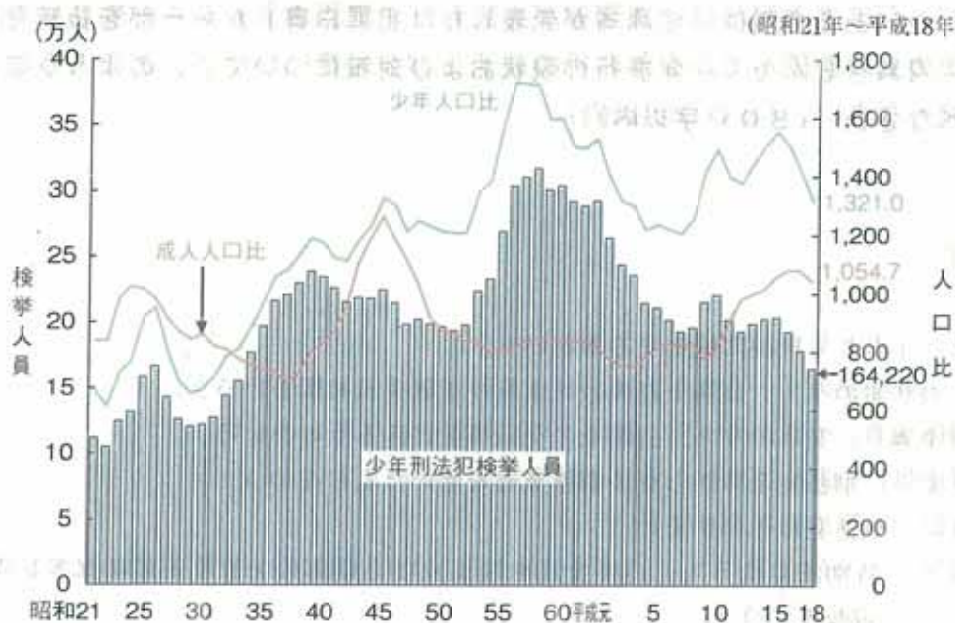
「少年院」…犯罪などの非行を犯した少年を収容して、矯正のための教育を行う施設。

「児童相談所」…児童に関する相談、調査・判定、一時的な保護などを行う施設。

「不処分」…家庭裁判所での審理の結果、少年が犯罪などの非行を行っていないことがわかった場合には、何らの処分も行わない(成人の場合の無罪と同じ)。また、非行があった場合でも、その少年に対して特に処分を行う必要がなければ、不処分とされる。

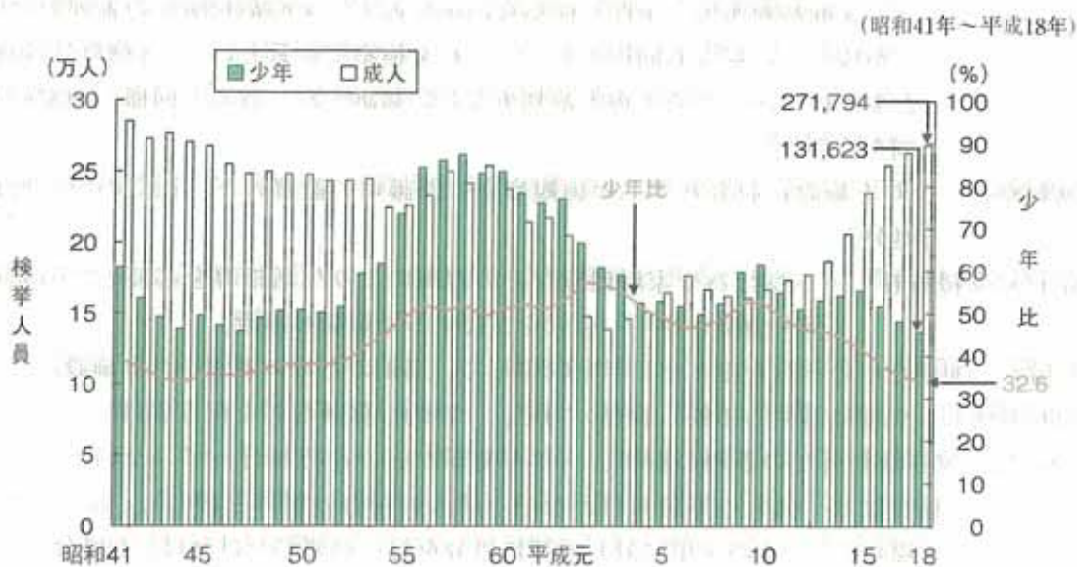
「審判不開始」…家庭裁判所は、事件を受理したとき、非行の程度が軽い場合や少年を保護する必要性が低い場合には、審理を開始せずに事件を終了させることができる。

① 刑法犯で検挙された少年の人員・人口比の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 触法少年の補導人員を含む。
 3 昭和45年以降は、触法少年の交通関係業過を除く。
 4 「少年人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、「成人人口比」は、20歳以上の成人人口10万人当たりの成人刑法犯検挙人員の比率である。

② 一般刑法犯による少年・成人別の検挙人員・少年比の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 触法少年の補導人員を含む。

③一般刑法犯で検挙された少年のうち再非行少年の人員・比率の推移



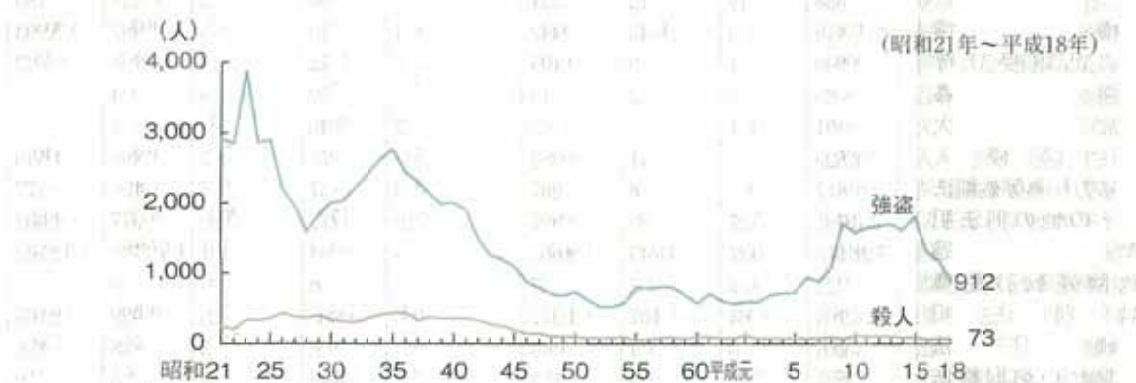
注 1 警察庁の統計による。

2 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

3 「再非行少年」とは、前に非行（道路交通法違反を除く。）により検挙（補導）されたことがある者をいう。

4 「再非行少年率」とは、少年一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

④殺人・強盗で検挙された少年の人員の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 触法少年の補導人員を含む。

⑤少年事件の家庭裁判所による処理（処分別・犯罪別の人員）

（昭和50年・60年・平成14年～18年）

区 分	総 数	検 察 官 送 致		保 護 観 察	児童自立支援施設・児童養護施設送	少年院送 致	知 事・児童相談所長送致	不 処 分	審 判 不 開 始
		刑事処分相当	年齢超過						
50 年	373,487	47,379	4,181	21,718	185	2,569	207	182,268	114,980
60	589,421	63,614	11,592	72,140	340	6,099	286	232,760	202,590
14	251,875	8,815	3,981	48,568	336	5,979	183	55,635	128,378
15	240,963	8,419	3,876	44,390	355	5,842	178	48,431	129,469
16	232,936	8,019	3,781	40,789	344	5,310	241	44,188	130,264
17	206,579	6,899	3,303	36,277	334	4,883	250	38,553	116,080
18	188,960	5,657	3,068	33,596	361	4,498	301	35,114	106,365
刑 法 犯	58,120	271	355	13,575	255	3,568	205	11,425	28,466
殺 人	45	9	1	3	3	28	-	-	1
強 盗	784	61	7	313	9	340	1	36	17
傷 害	6,017	48	42	2,641	74	707	41	1,473	991
暴 行	863	3	9	223	10	40	9	256	313
恐 喝	2,009	15	7	911	9	309	6	444	308
窃 盗	33,315	73	172	7,190	118	1,556	111	6,691	17,404
詐 欺	658	19	12	221	-	96	2	128	180
横 領	7,416	3	43	442	4	19	5	997	5,903
盗 品 譲 受 等	909	1	9	105	1	12	-	158	623
強 姦	85	5	2	15	-	59	-	4	-
放 火	91	1	-	25	2	49	-	7	7
住 居 侵 入	2,520	2	11	382	3	79	5	498	1,540
暴力行為等処罰法	617	4	8	207	3	57	5	156	177
その他の刑法犯	2,791	27	32	897	19	217	20	577	1,002
業 過	32,910	427	1,245	4,662	-	64	1	13,749	12,762
危険運転致死傷	21	6	2	7	-	6	-	-	-
特 別 法 犯	4,788	64	107	1,217	6	355	5	929	2,105
銃 刀 法	255	-	4	46	-	6	3	38	158
覚せい剤取締法	297	12	4	113	2	149	-	8	9
毒 劇 法	970	5	29	360	2	92	1	289	192
売 春 防 止 法	13	-	-	8	-	4	-	1	-
道路運送車両法	379	17	18	159	-	16	-	53	116
その他の特別法犯	2,874	30	52	531	2	88	1	540	1,630
道 交 違 反	39,589	4,893	1,351	13,816	1	379	6	8,848	10,295
く 犯	722	-	-	270	97	142	82	80	51

注 1 司法統計年報による。

2 各年の総数値並びに業過、危険運転致死傷及び道交違反以外の各数値は、「簡易送致事件」を除いたものである。

3 「刑法犯」及び「その他の刑法犯」の数値は、「業過」及び「危険運転致死傷」の数値を除き、「特別法犯」及び「その他の特別法犯」の数値は、「道交違反」の数値を除く。

4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

設問 2

問題文を読んで、著者が思い浮かべる社会（二重下線部分）とはいかなる社会であるか、また、著者はなぜ投機や高利貸の収益を制限する手段を見付け出さなければならない（一重下線部分）と考えたか、を述べなさい。（800字以内）

以下の問題文は、1925年に公刊されたフランスの社会学の古典から抽出したものである。したがって問題文中にある「現在」「今日」「現代」は1920年代又はその直前の年代である。問題作成上の理由から、割愛した箇所等があり、また、翻訳文中に付されていた原語はすべて割愛した。

著者は、未開社会で交換が取引の形式よりも互酬的な贈答（贈与、返礼）においてしばしば現われ、この互酬的な贈答が広範囲に検出されることを明らかにした。そして、この交換の原初的形態は本質的には経済的性質をもたず、全体的社会事実、すなわち、社会的、宗教的、呪術的、法律的、道徳的意義をもち、交換が行われるのは個人間ではなくて集団間であること、交換は義務的性質をもつという諸事実を明らかにした。その上で、著者は、当時のフランス社会の道徳や生活の相当な部分に、義務と自由とが混淆した贈答制の雰囲気を残しており、『礼』には答礼をもって応じられなければならないように、招待に対しては返礼をしなければならないとされ、また、売り渡された物であっても、それらの物はなお靈魂をもち、もとの所有者によって追求されると考えられていて、たとえば、売却された物を叩くとか、あるいは売渡された羊を鞭で打つように、売り渡された物を売主から引離す慣行が多数残されていたと述べる。

【問題文】

法の一部、すなわち、産業法や商法の全分野が現在では道徳と矛盾しているかに見える。民衆と生産者の経済上のひがみは、彼らが生産した物を追求しようとする強い意欲と、利益の配分にあずからないでその労働が転売されるという激しい感情から生ずる。

今日、古代の諸原則がわれわれの法典の厳格性、抽象性、非情性にたいして抵抗している。かような観点にたつと、改正の途上にある一部の法やごく最近の若干の慣習は過去に復帰することにあると云えよう。また、われわれの制度の古代ローマ人、サクソン人風の無感覚にたいするこれらの反撥はまったく妥当で、しかも根拠のあるものである。法や慣習の中の若干の新しい原則は以上のように解釈することができる。

フランス社会保障法に関するすべての立法およびすでに実現された国家社会主義は、つぎのような原理から生ずる。すなわち、労働者はその生命と労務を社会とその雇傭主に捧げる。労働者が保険の事業に協力しなければならないとすれば、かれの労務によって利益を得るものは単に賃金を支払うだけで彼にたいする貸し借りはなくなってしまうというものではない。社会を代表する国家そのものが、雇傭主や労働者の協力を得て、労働者の失業、疾病、老齢、死亡に対処して一定の生活保障をなす義務を負うのである。

同様に、近時のすぐれた慣行、たとえば、フランスの企業家たちによって多子家族の労働者のために自発的に、力強く発展せしめられた家族扶助金庫は、個人相互を結び合

わせ、彼らの負担とこれらの負担から^{もたら}される物質的、精神的利益を考慮せんがための必要に應ずるのである。同様な団体はドイツ、ベルギーでも創設され、ほぼ同じような成功を得ている。イギリスにあっては、数百万人の労働者に影響を及ぼした長期にわたった極端な不況時代に、同業団体によって編成された強制失業保険のための運動が現われた。都市も国家もその巨額の経費、すなわち、その原因が産業と市場の一般状態という事実から由来する失業者たちへの支払いを容易に負担しなかった。それゆえ、ピイバスやリンデン・マッカシー卿のような著名な経済学者や産業界の大立者は企業そのものが法人による失業金庫を設立して、必要な犠牲を負担するように働きかけたのであった。要するに、彼らは労働者の生活保障、失業救済に関する費用は個々の企業の一般経費の一部にしようと考えていたのである。

われわれの見るところでは、すべてこれらの道徳や立法は社会変動に対応するのではなく、法の復帰に照応するものである。一方では、職業道徳や同業組合法の出現ないしは実現が見られる。企業団体がそれぞれの同業組合のために作っている平衡金庫や共済組合は、純粋な道徳上の見地からは、ただ一つの点、すなわち、それらの管理がまったく雇傭主の掌中にあるという点をのぞけば、なんらの欠陥をももたない。のみならず、集団が活動する場合もある。国家、市町村、公的保護施設、老人退職恩給公庫、貯蓄金庫、共済組合、雇傭者団体、賃金労働者団体などの集団が、たとえば、ドイツやアルザス・ロレーヌの社会立法においては、すべて一緒に結合されている。そして、フランスの社会保障においても、ほどなく、同様になるにちがいない。それゆえ、われわれは集団の道徳に立帰ろうとしているのである。

他方、国家やその内部の集団が保護しようとのぞむのは個人である。社会はその社会細胞を再び見出そうとつとめる。社会は、個人のもつ権利意識と他のより純粋な意識——慈善、社会奉仕、連帯責任——が入りまじっている奇妙な精神状態の中に個人を捜し求め、また、その中に包摂するのである。贈与、贈与に含まれる自由と義務、贈与する際の気前のよさと私利のそれぞれの題目が、あたかも長い間忘れ去られていた作品が^{よみがえ}蘇るかのよう、われわれの社会に再び現れている。

しかし、単に発生している事実を検証するだけでは十分とは云えない。更に、われわれはそれからなんらかの実践の指標、道徳律を推論しなければならない。法は若干の抽象性を取りのぞく過程にあるとか、あるいは労務の売買という不合理な法に別の斬新な法が付加されようとしていると言うだけでは十分でない。かような改革の妥当性が示されなければならない。

まず第一に、われわれはかの『高潔な消費』の慣習に立帰ろうとしているし、また、立帰らなければならない。アングロ・サクソン諸国や他の若干の現代の社会——未開社会ならびに高度の文明社会を含むが——におけるように、金持は自発的または義務的にみずからをその同胞のいわば『勘定方』と考えるようになることが必要である。古代の文明諸国——それは、われわれの文明の発祥地でもあるが——の中には、ヨベ

ルの年⁽¹⁾をもつものもあったし、また、聖餐式、合唱団長⁽²⁾、三段オール船建造義務制度⁽³⁾、共同会食、あるいは、造営官⁽⁴⁾、執政職の義務的支出制度を有するものもあった。われわれはかような慣行にまで遡^{さかのぼ}らなければならない。ついで、われわれは個人の生命、健康、教育——これは他日利益をもたらすものであるが——、家族および家族の将来にもっと考慮を払う必要がある。雇傭契約、不動産賃貸借契約、必需品の売買契約には、もっと多くの善意、思いやり、鷹揚^{おうよう}さを必要とする。そして投機や高利貸の収益を制限する手段を見付け出さなければならない。

しかしながら、個人は労働しなければならない。そして、個人は他人よりも自分に頼るように仕向けられねばならない。他の視角からみれば、個人は一個人としてみずからの利益のほかにその集団の利益をも護る義務がある。共産主義と鷹揚^{おうよう}さの過剰は、現代人の利己主義や近代法の個人主義と同じように、個人にとっても、また、社会にたいしても害を齎すものである。マハーバーラタ⁽⁵⁾の中で、森の悪霊は、わけもなく多くの物を与えた、あるブラフマン⁽⁶⁾にたいして、『それだから、おまえは瘦^やせて、顔が青いのだ』と説ききかしている。修道僧の生活も、また、シャイロックのような生活も、いずれも回避されなければならぬ。この新しい道徳はたしかに現実と理想とのほどよい混淆^{こうごう}からなっている。

このように、われわれは往時に、しかも、基本的なものに復帰しうるし、またそうする義務がある。もう一度、多数の社会や階級によってなお記憶されている生活と活動の動機、すなわち、公然とものを与える喜び、鷹揚^{おうよう}にして雅趣のある消費の楽しみ、客礼、公私の儀礼の楽しみを発見するであろう。社会保障ならびに相互扶助組織、共同組合、職業団体、更には、イギリス法で『共済団体』と称される一切の法人格への配慮は、貴族がその領民に保証した単純な人格権の安全、あるいは、雇傭主が支給する日々の賃金から生ずる苦しい生活、更にまた、変わりやすい信用に立脚するにすぎない資本家の蓄財のいずれよりもまさっている。

これらの原則によって支配される社会はどういうものかを思い浮べることができる。

(1)キリスト教での安息年の原則を延長した規定で、50年目に1回遵守され、イスラエルのすべての人民に自由が告げ知らされ、奴隷は解放され、買入れされた土地は元の所有者に返還される。

(2)アテネのディオニュソスの祭りにおける酒神の讃歌、悲劇、喜劇の訓練の費用を独りで負担した富裕な市民。

(3)アテネでは将軍が1年ごとに配置されるべき三段オール船の数に対応するその建造、維持の義務を負担する市民を富裕な成年市民の間から選出したが、その船体や船具が完備すると、首長として行動した者が維持修復の全費用を負担した。アテネで重要な役割を果たし、若干の諸国に伝播した。

(4)神殿を司掌するローマの政務官。

(5)古代インドの大叙事詩。

(6)バラモン。

